

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県警察情報管理システムのシステム設計及び維持管理並びに情報管理システムの運用について基本的事項を定めるものとする。

(準拠)

第2条 兵庫県警察情報管理システムのシステム設計及び維持管理並びに情報管理システムの運用については、警察情報管理システム運営要綱（警察情報管理システム運営要綱の策定について（平成30年12月13日付け警察庁乙情発第9号、乙官発第14号、乙生発第10号、乙刑発第9号、乙交発第10号、乙備発第11号）別添）その他別に定めあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 兵庫県警察情報管理システム 警察業務の効率化又は高度化を図るため兵庫県警察が設置する情報システムであって、対象業務管理責任者がシステム総括責任者と協議の上、個人情報を含む情報その他特に当該情報システムにおいて管理が必要と認める情報を広域的に作成し、又は利用するためのものをいう。
- (2) 情報管理システム 兵庫県警察情報管理システム及び警察庁情報管理システム（警察情報管理システム運営要綱第2の(1)に規定するものをいう。）をいう。
- (3) 個人情報 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。
- (4) 対象業務 情報管理システムを利用して行う情報の利用及び管理に係る業務をいう。
- (5) システム設計 対象業務を新設し、又は変更しようとする場合において、当該対象業務の内容を分析、検討して情報の処理の手順を定め、当該情報処理を実現するために必要な機器及びプログラムの構成を設計することをいう。
- (6) サーバ等 情報を体系的に記録し、検索し、又は編集する機能を有するサーバ及びメインフレームをいう。

(基本理念)

第4条 兵庫県警察における情報管理システムの運用に当たっての基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 関係部門の相互の協力の下、その利用実態を適切に把握しつつ、情報管理システムの運用を行うこと。
- (2) より一層事務能率を増進し、警察業務の効率化及び高度化を実現するため、警察各部門の業務について情報管理システムの活用を図るとともに、当該システムの有効性の向上に努めること。
- (3) 警察業務に係る情報を保護し、及び継続性を確保するため、情報管理システムにおいて取り扱う個人情報その他の情報を適切に管理し、その機能を維持し、及びその安全性を確保して、対象業務を適正かつ円滑に実施すること。

第2章 管理組織

(システム総括責任者)

第5条 警察本部(以下「本部」という。)にシステム総括責任者を置く。

2 システム総括責任者は、総務部長をもって充てる。

3 システム総括責任者は、兵庫県警察情報管理システムのシステム設計及び維持管理並びに情報管理システムの運用に関する事務を総括する。

(システム管理者)

第6条 本部に、システム管理者を置く。

2 システム管理者は、総務部情報管理課長(以下「情報管理課長」という。)及び交通部運転免許課長(以下「運転免許課長」という。)をもって充てる。

3 システム管理者は、兵庫県警察情報管理システムの適正なシステム設計及び維持管理並びに情報管理システムの運用を行うため、次に掲げる職務を行う。この場合において、情報管理課長は運転免許関係以外の業務の情報管理システムを、運転免許課長は運転免許関係業務の情報管理システムをそれぞれ担当する。

(1) 対象業務の新設に関する調査研究に関すること。

(2) 情報管理システムに関する教養訓練に関すること。

(3) 兵庫県警察情報管理システムに関する機器の設置に関すること。

(4) 兵庫県警察情報管理システムを構成するサーバ等及び端末装置の保守管理及び運用に関すること。

(対象業務管理責任者)

第7条 対象業務を主管する所属(兵庫県警察公文書管理規程(令和3年兵庫県警察本部告示第17号)第2条第3号に規定する所属をいう。以下同じ。)に、対象業務管理責任者を置く。

2 対象業務管理責任者は、対象業務を主管する所属の長(サイバーセキュリティ・捜査高度化センター(以下「CSISセンター」という。))にあつては、サイバーセキュリティ・捜査高度化センター副センター長(以下「副センター長」という。))をもって充てる。

3 対象業務管理責任者は、システム管理者と連携を密にして、次に掲げる職務を行う。

(1) 所管する対象業務の新設又は変更に係る機能要件の検討に関すること。

(2) 所管する対象業務の実施方法の策定及び指導に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、所管する対象業務の実施に関する事務の総括に関すること。

(運用管理責任者)

第8条 情報管理システムを運用する所属に、運用管理責任者を置く。

2 運用管理責任者は、情報管理システムを運用する所属の長(CSISセンターにあつては、副センター長)をもって充てる。

3 運用管理責任者は、次に掲げる職務を行う。

(1) 端末装置その他の情報管理システムの情報を取り扱う装置(以下「端末装置等」という。)の運用に関する教養訓練に関すること。

(2) 端末装置等の保守管理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、端末装置等の運用に関すること。

(システム検討会)

第9条 対象業務の新設又は変更に関する検討審議を行うため、システム検討会を置く。

2 システム検討会は、次に掲げる事項を検討審議する。

(1) 対象業務を新設し、又は変更する必要性に関すること。

- (2) 対象業務の実施による警察事務全般への影響に関する事。
- (3) システム設計及び対象業務の実施に必要な人員、組織及び経費に関する事。
- (4) 対象業務の実施に当たり必要な安全性の確保に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、対象業務の実施に関する事。

3 システム検討会は会長及び会員をもって組織し、その構成は次のとおりとする。

会長 総務部長

会員 総務部総務課長

総務部県民広報課長

総務部会計課長

警務部警務課長

刑事部刑事企画課長

刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課長

生活安全部生活安全企画課長

地域部地域企画課長

交通部交通企画課長

警備部公安第一課長

情報通信部通信庶務課長

4 会長は、検討審議のため必要があると認めるときは、会員以外の者に対しシステム検討会への出席を求めることができる。

5 システム検討会の事務を補佐させるため、システム検討会に分科会を置くことができる。

6 システム検討会及び分科会の庶務は、検討審議する業務が運転免許関係以外の業務であるときは情報管理課において、運転免許関係業務であるときは運転免許課において行う。

第3章 システム設計

(システム設計)

第10条 システム総括責任者、システム管理者及び対象業務管理責任者は、システム設計を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 情報処理の正確性及び適時性の確保に関する事。
- (2) 障害時の復旧対策、アクセス統制等によるシステムの安全性の確保に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、関連業務間におけるデータ、機能等の整合性の確保に関する事。

第4章 情報管理システムの運用等

(情報管理システムの運用及び維持管理)

第11条 システム総括責任者、システム管理者及び対象業務管理責任者は、兵庫県警察情報管理システムの維持管理及び情報管理システムの運用に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 情報管理システムの適正な利用の確保
- (2) 情報管理システムに係る情報の厳格な取扱いの確保
- (3) 附帯する電源設備等を含めた兵庫県警察情報管理システムの適切な維持管理
- (4) 情報管理システムにおける事故発生時にとるべき措置の策定及び当該措置の関係職員への周知

(情報の保護及び管理)

第12条 情報管理システムの運用に従事する者は、情報管理システムに係る機器の不正な操作を防止し、又は情報の不正利用、漏えい、滅失、き損及び改ざんを予防するなど情報の保護及び管理に努めなけれ

ばならない。

第5章 教養

(教養)

第13条 システム総括責任者、システム管理者及び対象業務管理責任者は、情報管理システムにより処理する情報の適正な取扱いについて、職員に対する教養を行うものとする。

第6章 情報管理業務監査

(情報管理業務監査)

第14条 システム総括責任者、対象業務を主管する部の長及びサイバーセキュリティ・捜査高度化センター長は、情報管理システムに係る情報の取扱いの状況を把握するため、情報管理業務監査を行うものとする。

2 情報管理業務監査については、別に定めるところによる。

第7章 補則

第15条 この要綱の実施に関して必要な細目的事項は、総務部長が別に定める。

附則

(省略)